

## 令和2年度税制改正について

昨年12月12日、「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

先月のCBCA NEWSでは、本改正のうちNISAの見直しについてお伝えしました。今回は、全体を通じた税制改正の主なものについてお伝えします。

### ✚ 個人所得課税

#### ○ NISA 制度の見直し・延長

- ・ つみたてNISAを5年延長する。(2023年まで20年の積立期間を確保)
- ・ 一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5年延長する。
- ・ ジュニアNISAについては、延長せずに2023年末で終了する。

(以上、詳しくはCBCA NEWS Vol.74「NISAの見直しについて」を参照ください。)

#### ○ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

- ・ 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用する。
- ・ 寡婦(夫)控除について、
  - 寡婦に寡夫と同等の所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける。
  - 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者を対象外とする。
  - 子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。(所得税:27万円⇒35万円、個人住民税:26万円⇒30万円)

(解説) 全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、寡婦(夫)控除を見直し、未婚のひとり親も控除対象に加えます。また、男女(寡婦、寡夫)の控除額の差を無くし、女性にも男性と同一の所得制限を課します。なお、事実婚(住民票続柄にて確認)の方は、控除の対象とはなりません。

【ひとり親(子あり)への所得控除、対象要件と控除額(万円)】

		現行		新	
		死別・離別		死別・離別・未婚	
配偶関係		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
所得税 (令和2年分以後適用)	本人所得				
	女性(子あり)	35	27	35	—
男性(子あり)	27	—			
個人住民税 (令和3年度分以後適用)	女性(子あり)	30	26	30	—
	男性(子あり)	26	—		

## ○ 確定拠出年金制度の見直しに対する税制対応

- ・ 確定拠出年金制度について予定の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

(解説) 2020年の通常国会における法改正等を経て、確定拠出年金制度が見直される予定です。

具体的な変更点(改正案)は、以下の通りです。

		現行	改正案
加入可能な年齢上限	企業型	原則 60 歳未満	70 歳未満
	個人型	60 歳未満	65 歳未満
受給開始する年齢	—	60 歳～70 歳	60 歳～75 歳
企業型加入者の 個人型への同時加入	—	企業型の規約で認め た場合のみ可能	企業型の規約にかか わらず加入が可能
中小企業向けの制度 (簡易型 DC、iDeCo+)	—	従業員 100 人以下の 企業が利用可能	従業員 300 人以下の 企業が利用可能

#### ✚ 資産課税

## ○ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ・ 土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。(令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後適用)
- ・ 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。(令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用)

(解説) 土地の相続の際、登記などの手続きが行われず、所有者が分からなくなるケースが増え、所有者を探すのに膨大な手間がかかることが各地で問題になっています。こうした所有者不明の土地を減らして固定資産税を適正に課税するため、自治体の権限を強化します。

#### ✚ 法人課税

## ○ オープンイノベーションに係る措置(令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)

- ・ 事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。その際、一定期間(5年)内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先